

保護者様

インフルエンザによる出席停止の通知書

笠懸いずみ第二こども園

園長 齋藤 和子

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

※下記の『療養報告書』は、随時コピーして使用してください。
ホームページからもダウンロードできます。

保護者が記入

園長様

インフルエンザにおける療養報告書

組氏名 _____

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
（登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印